

野田市耐震改修促進計画（骨子案）に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって皆さんからお寄せいただいたご意見と、市の考え方を紹介します。

1. 計画等の名称

野田市耐震改修促進計画（骨子案）

2. 意見募集の概要

（1）計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成20年1月15日（火）から平成20年2月14日（木）まで

（2）募集結果

提出者数・意見数 2人・27件

提出方法

直接持参 26件

郵送 1件

FAX 0件

Eメール 0件

計画等へ反映された意見数

18件

3. ご意見と市の考え方

	意見の概要	市の考え方
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策		
（1）基本的な取組方針		
1	震災後に住宅の瓦礫の状況を生み出さぬよう過大な都市計画や再開発を厳粛すべきであり、災害の事後の対応や復旧・長期復興の過程を十分に考慮した策定を目指すべきである。	耐震性が不十分な既存建築物の耐震化を促進する計画の策定が国の基本方針ですので、本計画では、今後の都市計画や再開発についてまでの記載はしていません。 また、震災後の対応については、野田市地域防災計画の中で、既に定められておりますので、その計画に基づき対応していきます。
2	国・県の策定した法制内容に一辺倒でなく、地域独自の方針であることが大切である。	本計画は、国の基本方針に基づき策定したものです。計画の実施に当たっては、啓発や知識の普及など地域の実情を考慮した施策を展開していくこととします。
3	実際のパブコメや野田市に住み、暮らす人々の見解や独自の意見を取り入れるための協議会を今後設置するなど、広く共有化するべきである。	野田市では、市政懇談会や市長への手紙、市政メールなど多様な市民参加の仕組みを整備していますので、協議会の設置は考えていません。

4	一人住まいの老人や障害者等への配慮を持った耐震改修建物の促進等の施策が必要である。	耐震改修等の補助事業については、国の補助制度に基づき行うため、一人住まいの老人等への特別な補助は考えていません。しかし、一人住まいの老人や障害者等に対しては、家具の転倒防止策等の情報提供や知識の普及が、特に必要であると考えていますので、計画の実施に当たっては、一人住まいの老人や障害者等に配慮した情報提供や知識の普及を図っていくこととします。
5	小中学校や消防署・病院など耐震診断済み非木造建物の耐震補強や改修計画の促進は当然である。	市としても同様な考えを持っており、市有建築物については、野田市総合計画の実施計画の中で順次対応することとしました。
6	野田市の旧市街密集地や細街道沿い住宅は、地震災害によって大惨事に発展する可能性が極めて高い。優先的に耐震診断と耐震改修、耐震補強などを行なうべきである。	市としても同様な考えを持っており、密集地や狭隘道路が存在し、避難や消火活動等が困難となることが予想される市街化区域内にある昭和56年5月以前の木造住宅を優先的に支援することとしました。
7	市街密集地の住宅の中に混在する集会施設などの特定建築物を重点的に耐震化する。	市としても同様な考えを持っており、本計画の耐震改修等の目標の設定において、特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90%とすることを記載しています。
8	災害事後の二次災害を回避することができるよう、市街化地域建物の耐震診断及び耐震改修を優先的に定めるための助成金交付や募集の仕組みなどが必要である。	市としても同様な考えを持っており、耐震診断及び耐震改修に対する補助事業により、市街化区域内の木造住宅の支援措置を講じることとしました。
(2) 支援策		
9	昭和56年以後の建築物でも、地盤が悪く(埋立て地区など)傾いている所もあるので耐震化支援の対象に入れてほしい。	本計画においては、国の基本方針に基づき施策を定めるもので、その内容は建築基準法が改正される以前の既存建築物の耐震化を促進するものであり、昭和56年6月改正後の既存建築物や地盤の状況については対象としておりません。
10	耐震化の取組支援などに、実績のある建築関連公益団体等との連携及び協力を軸とした支援体制は信頼性があるため、地域の貢献活動団体からの支援を活用すべきである。	市としても同様な考えを持っており、建築関連団体と連携し耐震化に取り組むこととしました。
11	「耐震改修促進計画」の策定を進めるための連絡協議会の設置を希望する。	本計画の策定に当たり、庁内関係部局で組織された策定委員会を設置し、検討を重ね策定したもので連絡協議会は設置しませんでした。本計画の実施に当たっては、建築関連団体と連携して耐震化に取り組むこととしました。

12	「耐震相談窓口」を市役所建築指導課内に設置を希望する。	現在、「耐震相談窓口」を建築指導課に設置していますが、本計画の中でも引き続き設置することとしました。
13	木造戸建住宅建築物の耐震診断、耐震改修に助成金制度等を設置すべきである。	市としても同様な考えを持っており、耐震診断及び耐震改修に対する補助事業により、木造住宅の支援措置を講じることとしました。実施に当たっては、まず市街化区域内の木造住宅を優先的に支援することとします。
14	密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅等に対し、建築物の耐震化を積極的に支援するための交付金制度や耐震改修税額控除制度の設置などについても検討すべきである。	市としても同様な考えを持っており、交付金制度については、市街化区域内の木造住宅の支援措置を講じることとしました。 税制については、固定資産税の減額は平成19年度から行なっており、所得税控除については、今回、本計画を策定することにより対象となる予定です。
(4) 地震時の建築物等の安全対策		
15	住宅等の建築物の耐震診断、耐震改修と併せ計画し、コンクリートブロック塀、石塀などの外構困障についても耐震化対策を促進すべきである。	市としても同様な考えを持っており、ブロック塀の知識の普及に努め、危険なブロック塀の改善を促すこととしました。
16	県内の地震災害発生地域及び震災状況によって市町村相互の連携が必要である。県内各地の応急危険度判定士の住所氏名等の連絡網が必要になってくる。	応急危険度判定士の名簿は各市で保有（個人情報関係で部外秘）しており、災害時には、これらの名簿を活用し各市が連携する体制を整えています。
17	震災直後の建物被害の把握と貴重な体験を得ている野田市職員現地派遣の応急危険度判定経験者や過去に震災後の復興支援活動をおこなった経験者同士による意見交換会や安全対策会議を開催する機会があってもよい。	市としても同様な考えを持っており、千葉県、市及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の促進及び普及に取り組んでいくこととしました。
3 啓発及び知識の普及		
(1) 地震ハザードマップ		
18	地震ハザードマップは、地盤の液状化、崖地崩落の危険性、避難経路等、極めて詳細で分かり易いものを作成すべきである。 地震ハザードマップと洪水ハザードマップを配置した、複眼的な防災マップとして作成してはどうか。	地震ハザードマップの作成に当たりましては、費用対効果を考えますと現段階では、現在の野田市地域防災計画の液状化危険度判定結果図、地震動予測結果図を活用していくとともに、昨年配布いたしました浸水地域を示した洪水ハザードマップの周知とあわせ、災害に対する地域防災力の向上を推進していくこととしました。また、地震に対する備えや避難場所については、野田市の防災ハンドブックや毎年9月1日号の市報や、昨年発行のグラフ野田などで、周知に努めているところです。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実		
19	<p>耐震相談や耐震診断を既に実施している建築関連団体の協力はボランティア活動だけでは容易に成り立たない。木造住宅の耐震診断や耐震改修促進については行政が積極的に関わるのが重要である。</p>	<p>市としても同様な考えを持っており、建築指導課及び建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えることとしました。</p>
20	<p>(社)千葉県建築士会野田支部と(社)千葉県建築士事務所協会東葛支部において耐震診断及び耐震改修の相談に対応できる体制にあり、講演会等による情報提供も可能である。耐震相談窓口の設置場所は建築指導課とし、相談件数の調整等を行なう。</p>	<p>現在、「耐震相談窓口」を建築指導課に設置し、市職員が相談に対応していますが、相談窓口の機能を充実させることで十分対応していけると考えています。</p> <p>したがって、「耐震相談窓口」については、今後も職員による相談体制で対応していくことで考えています。</p>
21	<p>耐震診断、耐震補強、リフォーム改修等の相談を行なう野田市耐震診断士を設置する。</p>	<p>現在、「耐震相談窓口」を建築指導課に設置し、市職員が相談に対応していますが、相談窓口の機能を充実させることで十分対応していけると考えています。</p> <p>したがって、相談についての野田市耐震診断士の設置は考えていません。</p>
22	<p>県では、建物の耐震化への取り組み支援について、相談に対応するための「耐震相談窓口」の設置検討と仕組みづくりを行なっている。野田市における耐震相談及び耐震診断、耐震改修等の相談への体制をつくるべき。</p>	<p>市としても同様な考えを持っており、建築指導課及び建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えることとしました。</p>
(3) パンフレットの配布、相談会の開催等		
23	<p>耐震診断相談会場に震災時の危険性を実感できる展示コーナーなどを設置する。</p> <p>危機意識を啓発するためのパンフレットやリーフレットを耐震診断連絡協議会とイラストレーター等で打合せて作成するなど、市民にとって実際に役立つ情報提供を行なう。</p>	<p>市としても同様な考えを持っており、本計画には、耐震診断等に関するパンフレットの配布や、千葉県と連携をとり一般の方を対象とした無料耐震相談会を行っていくこととしました。</p> <p>無料耐震相談会では、展示コーナーなどを設置する予定にしています。</p> <p>また、パンフレットの作成については、実施に当たり、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策		
24	<p>建物の所有者に対し、耐震相談・耐震診断を行なうと同時に、経済的且つ実現可能な補強対策及びリフォームに合わせた改修を指示するよう建築設計団体等に対して要請を行なう。</p> <p>現在あるさまざまな耐震補強工法をリフォームに合わせて改修する方法や実際の工法などの展示や説明会などを行なう。</p>	<p>市としても、リフォームに合わせて耐震改修を行うことが必要と考えており情報提供に努め、住宅等の耐震改修の促進を図ることとしました。</p> <p>情報提供に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

(5) 家具の転倒防止策の推進		
25	市場に溢れている家具の転倒防止用器具や便利品等の使用方法や効用について説明、助言、展示会などを開催していく。	市としても同様な考えを持っており、本計画には、地震時の家具の転倒による被害防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止対策の推進を図ることとしました。実施に当たり、ご意見を参考にさせていただきます。
(6) 自治会等との連携		
26	地震の程度を実際に体験することができる場所として、千葉県内には松戸防災センターがあつて、近隣では東京墨田区の「消防庁本所防災館」がある。多くの自治会の人々が「耐震促進啓発ツアー」等を定期的で開催すること。	野田市地域防災計画の中で、自治会を単位とした自主防災組織の設立や防災活動に対して支援をしております。 この防災活動の一環として、「千葉県西部防災センター」や「東京消防庁本所防災館」で防災体験を実施しているところもありますが、今後多くの自主防災組織や設立前の自治会も含めて防災体験ができるよう推進していきます。
27	耐震診断、耐震改修の建築専門家による「自治会耐震ワークショップ」等を企画する。日常の市民・地域住民と専門家との密着交流を図る。	市としても同様な考えを持っており、本計画には、自治会等と連携の下、建築物の耐震改修の促進を支援することとしました。実施に当たり、ご意見を参考にさせていただきます。